令和９・１０年度

雲南市建設工事
入札参加資格申請の手引き

【令和９・１０年度定期審査用】

令和８年１１月版

雲南市

総務部管財課
財産管理監視グループ

はじめに

この手引きは、島根県と県内１６市町は共同開発、共同経営を行う資格申請システムでの申請受付を前提に、令和９・10 年度建設工事入札参加資格申請において、雲南市への申請に必要な資格、雲南市に申請できる工事の種別、雲南市の個別審査に必要となる個別添付書類について記述する。この手引きのほか、以下の書類を熟読のうえ資格申請システムにより申請を行うこと。

【この手引きの他に確認する資料】

・「建設工事入札参加資格申請の手引き（共通編）」
（以下、「手引き（共通編：工事）」という。）

・「建設工事入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）」
（以下、手引き（操作マニュアル編：工事）という。）

・「建設工事入札参加資格申請の手引き（個別情報編）」
（以下、手引き（個別情報編：工事）という。）

１．申請方法

「島根県電子調達共同利用システム」による申請の方法は手引き（共通編：工事）、手引き（操作マニュアル編：工事）、手引き（個別情報編：工事）を確認のうえ、申請してください。

２．申請期間

令和８年１１月２日（月）から

① 令和８年１２月１４日（月）まで又は②令和９年１月１８日（月）まで

【〆切日について】

令和８年１月～９月に経営事項審査を受ける企業は①の期日を申請期間最終日とします。

令和８年１０月～１２月に経営事項審査を受ける企業は②の期日を申請期間最終日とします。

【注意】定期申請用のシステム稼働時間は、上記期間内の自治体開庁日８時～２３時のみとなります。したがって、土日・祝日・12 月 29 日から１月３日までの間はシステムが稼働しませんので、ご注意ください。

※システムの操作方法は手引き（操作マニュアル編：工事）を、添付書類の送付に関する注意事項等に関しては手引き（共通編：工事）を必ず確認してください。

３．入札参加資格の有効期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

4．申請資格について

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第 1 項の各号のいずれかに該当する者でないこと。
② 申請しようとする業種について、建設業法第３条第１項の規定による許可を受けていること。
③ 令和９年１月１日時点で有効な経営事項審査の結果通知を受けていること。
④ ③の経営事項審査において、申請する業種の種類別年間平均完成工事高があること、又は当該経営事項審査に係る審査基準日の翌日から申請日の属する月の前月末までの間に施工実績があること。
⑤ 雲南市税の滞納がないこと。
⑥ 加入義務のある社会保険料等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の滞納がないこと。
⑦ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

なお、申請資格に関する重要な事実について**虚偽申請を行った者**については、認定後であっても**入札参加資格を取り消し**ます。

また、雲南市から指名停止措置を受けている者も申請書類の提出はできますが、資格の認定後も指名停止措置の効力は継続します。

5．入札参加資格申請の流れ

島根県電子調達共同利用システムの「競争入札参加資格申請受付システム」により申請を行います。申請の流れについては、「手引き（共通編）」及び「手引き（操作マニュアル）」をご確認ください。

6．雲南市に申請できる工事の種別

雲南市建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（以下「審査要綱」という。）の規定に基づき、入札参加資格の認定は、建設業許可の許可業種（建設工事の種類）毎に行い、**当該認定により競争入札に参加することができる工事種別は、【別表１】のとおりです。**許可業種（建設工事の種類）と雲南市が定める発注工事種別の組み合わせ毎に、入札参加資格を希望することとなります。

ただし、建設業許可及び経営事項審査を受けていない許可業種（建設工事の種類）については希望することはできません。

希望の有無は、資格申請システムの「個別情報画面」の入力内容により判定しますので、入力の際には「手引き（操作マニュアル編：工事）」を確認のうえ慎重に行ってください。

※入札参加資格の希望の変更及び追加は、定期的に行う追加申請時のみとなります。随時の変

更申請で希望の変更及び追加は出来ませんので、ご了承ください。

7．特別点数

土木一式、建築一式、水道施設の有資格者については、審査要綱及び雲南市建設工事入札参加資格者格付要領に基づき格付を行います。また、アスファルト舗装、法面処理は特別点数を導入しています。有資格者に係る総合点数は、客観点数（経営事項審査総合評定値Ｐ）及び特別点数を加算した値となります。

【特別点数加算対象者】

- **土木一式、建築一式、水道施設、法面処理：雲南市内に本社を有する事業者のみ**
- **舗装工事：島根県東部に本社を有する事業者のみ**

8．書類の提出

添付書類には、共通審査団体へ提出する共通添付書類と、雲南市へ提出する個別添付書類があります（「手引き（共通編：工事）」参照）。

共通添付書類は共通審査団体へ。
個別添付書類は雲南市へ各１部提出してください。

（1）共通添付書類（共通審査団体へ提出）

「手引き（共通編：工事）」をご確認ください。

（2）雲南市個別添付書類（雲南市へ提出）

- 雲南市が独自に必要とする書類です。
- 雲南市個別添付書類には
  ①全ての申請者に共通して必要な提出書類（1～9）
  ②特別点数に関する書類（10～18）
  ③県東部に本社を有する舗装工事の申請者のみ対象の雲南市個別添付書類
  ④市内に本社を有する法面処理工事の申請者のみ対象の雲南市個別添付書類
  があります。

- 提出先　　〒699－1392　島根県雲南市木次町里方521－1
  雲南市　総務部管財課　宛
- 提出方法
  雲南市個別添付書類は**A4サイズで提出**してください。
  添付書類番号順に並べて**クリアファイルに挟んで提出**してください。
  ※封筒に朱書きで「雲南市入札参加資格申請書（建設工事：定期申請）在中」と明記して送付してください。

雲南市個別添付書類の説明：

① 全ての申請者に共通して必要な提出書類（1～8）

（「提出」欄の○は必須、△は備考欄に該当する場合のみ提出）

番号	提出書類	備　考	提出
1	個別添付書類送付票（雲南市）	資格申請システムより出力されるもの。	○
2	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの（写し）	資格申請システムより出力されるもの。	○
3	経営事項審査結果通知書（写し）	令和７年１月１日時点で有効なもの。	○
4	建設工事施行実績証明書	経審結果通知書において完成工事高が「０」の業種を申請する場合のみ	△
5	雲南市税完納証明書（写し）	義務のある該当者のみ。 申請日から３ヶ月以内に発行されたもの。	△
6	業態調書（様式第３号）	資本関係、親子会社関係調書。	○
7	委任状 （参考様式）工事‐４号	入札及び契約に係る権限を委任する場合。	△
8	社会保険料納入証明書 （写し）	加入が義務付けられている事業者(法人または従業員５人以上の適用事業所)	△

②特別点数に関する書類（9～26）

特別点数の申請ができるのは次の者に限られます。

ア．雲南市内に本社を有する土木一式、建築一式、水道施設、法面処理工事の申請者

イ．島根県東部に本社を有する舗装工事の申請者

（「提出」欄の○はア又はイに該当する者は必須、△はア又はイに該当する者のうち該当する者のみ提出）

番号	提出書類	備　考	提出
9	特別点数申請書 （様式第４号）	工種ごとに作成。	○
10	工事成績評定一覧（様式５号）	工種ごとに作成。 土木、水道、舗装は申請日前の３ヶ年度、建築、法面は申請日前の５ヶ年度竣工分。	○
11	優良建設工事表彰状（写し）	該当者のみ。工種ごとに添付。 申請日前の３カ年度における、国、島根県及び雲南市における表彰。	△
12	（一社）全国土木施工管理技	【土木、法面、舗装を申請する場合】	△

	土連合会が発行するCPDS 学習履歴証明書（写し）	該当者のみ。 CPDSの取得ユニット数を確認する書類。	
13	（一社）島根県建築士会が発行するCPD取得単位数の証明書 （一財）建設業振興基金が発行するCPD取得単位数の証明書	【建築を申請する場合のみ】 該当者のみ。 CPDの取得単位数を確認する書類。	△
14	障がい者雇用状況調書 （様式第６号）	添付書類が必要。	○
15	しまねゆめいくカンパニー認定証（写し）	【土木、建築、水道、舗装を申請する場合】 該当者のみ。	△
16	建設業労働災害防止協会島根県支部に加盟及び同協会主催の現場安全点検パトロール参加実績	建設業労働災害防止協会島根県支部に確認するため、証明書の**提出は不要**	―
17	安全衛生教育研修の修了証（写し）	該当者のみ。	△
18	建設業退職金共済事業加入履行証明書 退職一時金制度導入を証明する書類 企業年金制度導入を証明する書類 法定外労働災害補償制度加入証明書	経営事項審査時に提示した確認書類の写しをそれぞれ添付。左記の４つに関する書類が全て揃っている者のみ提出。 **（1つでも無い場合は提出不要）**	△
19	こっころカンパニー認定証（写し）	該当者のみ。	△
20	しまね女性の活躍応援企業の登録証（写し）	該当者のみ。	△
21	雇用者関係調書 （様式第７号）	該当者のみ。 若年者の雇用状況。 添付書類あり。	△
22	市道除雪業務及び凍結防止剤散布業務等契約書（写し）	【土木、舗装を申請する場合】 該当者のみ。	△
23	防災協定締結団体加盟証明書	該当者のみ。	△

24	防災協定は締結していないが緊急時対応を行った実績を確認する書類	該当者のみ。	△
25	消防団協力事業所であることが確認できる書類	該当者のみ。	△
26	ボランティア活動（道路河川愛護作業）を実施したことが確認できる書類	該当者のみ。	△

③　県東部に本社を有する舗装工事の申請者のみ対象の雲南市個別添付書類

1	舗装工事に関する確認書類（写し）	アスファルトフィニッシャー、モーターグレーダー、タイヤ・マカダムローラーの保有、舗装施工管理技術者、大型特殊免許保有者及び車両系建設機械運転技能講習終了者を常時雇用していることを確認する資料等

④　市内に本社を有する法面処理工事の申請者のみ対象の雲南市個別添付書類

1	法面処理工事に関する確認書類（写し）	種子吹付機械、モルタル吹付機械、鉄筋挿入施工機械、グランドアンカー施工機械の保有、法面施工管理技術者、グランドアンカー施工士、地すべり防止工事士及びのり面ノズルマンを常時雇用していることを確認する資料等

９．書類の作成方法など

①―３「経営事項審査結果通知書（写し）」

令和９年１月１日時点で有効なものに限ります。「その他の審査項目（社会性等）」欄により、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入状況の確認に使用します。３項目について「有」または「除外」となっている場合のみ申請が可能です。

名簿の有効期間内における新たな審査結果通知書（更新）の提出は不要です。

①－４「建設工事施行実績証明書」

①経審結果通知書の平均完成工事高が無い業種であって、審査基準日から申請日までの期間に施工実績（完了したものに限る）が有ることが証明できる業種を申請する場合にのみ添付してください。

①－５「雲南市税完納証明書（写し）」

雲南市に対して納税義務のある場合のみ対象となります。発行部局は市民環境部税務課及び各総合センター市民福祉課です。手数料は３００円となります。

交付申請の際には、税務関係証明書交付申請書（委任状含み）をご提出ください。なお、代表者が交付申請者の場合においても、委任状が必要となりますのでご注意ください。

また、金融機関等で納税後、市が納付を確認できるまで数日かかりますので、完納証明書を申請される直前に納税された場合は、納付が確認できるもの（領収書、送金履歴等）をご提示ください。

①－６「業態調書」（様式第３号）

資本関係・親会社－子会社の関係に係る調書です。当該関係のない場合も「該当無し」と記載し、記名押印のうえ提出してください。（参考：別表２）

①－８「社会保険料納入証明書（写し）」

対象期間は直近の２年間とします。証明年月日が申請日前３ヶ月以内のものを提出してください。証明範囲区分は「延滞金を含む」をお願いします。管轄の年金事務所より取得してください。証明に係る手数料はかかりません。

②－９「特別点数申請書」（様式第４号）

工事種別ごとに作成してください。

②－１０「工事成績評定一覧」（様式第５号）

土木一式工事、水道施設工事及び舗装工事に申請する場合は、令和５年度から令和７年度、建築一式工事、法面処理工事の場合は、令和３年度から令和７年度における雲南市発注の工事について、工事種別ごとに作成してください。

②-１１「優良建設工事表彰状（写し）」

令和５年度から令和７年度竣工済みの工事において、国、島根県及び雲南市から同種工事（各工種別）の優良建設工事表彰を受けている場合は、表彰状の写しを提出してください。

②―１２「CPDS について」（土木一式、法面処理又は舗装のみ）

申請日前までの５年間における会社全体でのユニット数のトータルを確認するため、（一

社）全国土木施工管理技士連合会で発行する学習履歴証明書（ユニット数の証明書）を添付してください。

（５年間で１００ユニット以上が特別点の対象であり、それ以下なら提出不要）

②－１３「CPD について」（建築一式のみ）

会社全体での「研修による能力開発」の取得単位数の合計を確認するため、（一社）島根県建築士会で証明されたものを提出してください。

（令和３～令和７年度で５０単位以上が特別点の対象であり、それ以下なら提出不要）

建築施工管理 CPD の取得単位数の合計を確認するため、（一財）建設業振興基金で証明されたものを提出してください。

（令和３～令和７年度で２０単位以上が特別点の対象であり、それ以下なら提出不要）

②―１４・１５「障がい者雇用等に関する確認資料について」（様式第６号）

「令和８年４月１日以降の法定雇用率により申請日時点の従業員数で障がい者の雇用義務のある事業者となる」、または「障がい者の雇用義務がないが、申請日時点で障害者の雇用の促進等に関する法律第２条に定める障害者を雇用している事業者である」場合は必要事項を記入してください。また、**障がい者を雇用していない場合も、太線枠内を必ず記入してください。**

【添付書類】

- 障がい者雇用が義務付けられている場合
  ：「公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書（写し）」
- 障がい者雇用が義務付けられていないが、申請日時点で障がい者を雇用している場合
  ：「障がいを証明するもの（身体障害者手帳等）（写し）」、
  「直接的かつ恒常的雇用を確認できるもの（健康保険証等）（写し）」

障害者就労支援事業所等からの購入支援を行っており、加点を申請する者は「しまねゆめいくカンパニー」認定の有無で判定します。（これ以外の方法での加点認定はしません。）

②－１６「建設業労働災害防止協会及び同協会主催の現場安全パトロール参加実績証明書」

申請日前の３年間（R5.１１.１～R8.１０.３１．以下同じ。）の状況について、建設業労働災害防止協会島根県支部に確認するため証明書（写し）の**提出は不要**です。

②－１７「安全衛生教育の修了証（写し）」

申請日前の３年間において、建設業労働災害防止協会島根県支部が実施した「安全衛生教育研修」の中で下記に指定する研修を受講した修了証（写し）を提出してください。

【指定講習】

①職長・安全衛生責任者教育
②職長のためのリスクアセスメント教育
③総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
④車両系建設機械（整地。運搬・積込用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育
⑤建設業等における管理者のための熱中症予防教育
⑥足場の組立て等作業主任者能力向上教育
⑦現場管理者統括管理講習
⑧職長・安全衛生責任者能力向上教育

②－１８「建設労働者の福利工場に関しての確認書類」

①「建設業退職金共済事業加入証明書」
②「法定外労働災害補償制度加入証明書」（写し）
③「企業年金制度導入を証明する書類（加入証明書又は就業規則の写し）」
④「退職一時金制度導入を証明する書類（加入証明書又は就業規則の写し）」
が全て揃っている者のみ対象となります。

②―１９「こっころカンパニー認定証（写し）」

【添付書類】・しまね子育て応援企業「こっころカンパニー」の認定証の写し
【照会先】島根県政策企画局 女性活躍推進課 女性活躍企画推進係
TEL：０８５４－２２－５２４５

②－２０「しまね女性の活躍応援企業の登録証（写し）」

【添付書類】・しまね女性の活躍応援企業登録証の写し
【照会先】島根県政策企画局 女性活躍推進課 女性活躍企画推進係
TEL：０８５４－２２－５２４５

②―２１「雇用者関係調書」（様式第７号）

若年者の雇用について、令和６年１１月１日から令8年10月31日の間に雇用時の年齢が２９才以下のものを雇用し、かつ、常勤として申請日時点で継続雇用している者を記載してください。**（最大５人まで）**。

【添付書類】
①「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」または「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し（適用除外の場合は除く）
②申請日の前月分の賃金支払台帳又は源泉徴収簿（写）

②―２２「市道除雪業務委託等契約書（写し）」

市内に本社を有する土木一式及び舗装工事の申請者のみ対象となります。

令和５年度から令和７年度における市道除排雪業務（凍結防止剤散布作業を含む）の契約実績がある場合は、それぞれの年度の契約書（写し）を提出してください。

②－２３・２４「防災協定・緊急時対応実績等に関する確認書類について

①雲南市と協定を締結しているものは、証明する書類を提出してください。

②雲南市と協定を締結していないもので、申請日前の３年間に雲南市からの依頼を受け災害時の緊急対応を行った場合は、証明する書類を提出してください。

②－２５「消防団協力事業所」

消防団協力事業所であることが確認できる書類を提出してください。

②―２６「ボランティア活動（CSR 活動、ハートフルしまね等）に関する確認書類について」

過去３年間における活動実績状況が確認できる書類を提出してください。

③―１「舗装工事に関する確認書類」

県東部に本社を有する舗装工事の申請者のみ対象となります。

舗装工事及び舗装に関する維持修繕工事の入札参加資格を申請する場合は、以下に掲げる書類をすべて提出してください。

区分	提出する書類
①　工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出した舗装工事に係る工事経歴書
②　１・２級舗装施工管理技術者に関する書類	・舗装施工管理技術者登録証（写）又は資格者証（写） ・健康保険証等(写)（詳細→土木一式、建築一式に関する確認書類参照）
③ オペレーターに関する書類	・大型特殊運転免許(写) ・技能講習(車両系)修了証書(写) ・健康保険証等(写)（詳細→土木一式、建築一式に関する確認書類参照）
④ アスファルトフィニッシャーに関する書類	・全景写真及び機械プレートのアップ写真（６ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書(写)、機械台帳(写)、継続的且つ独占的利用が証明されるリース契約書(写)）
⑤ モーターグレーダー、タイヤ・マカダムローラに関する書類	・全景写真及び機械プレートのアップ写真（６ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書(写)、機械台帳(写)、継続的且つ独占的利用が証明されるリース契約書(写)）

④－１「法面処理工事に関する確認書類」

市内に本社を有する法面処理工事の申請者のみ対象となります。

法面処理工事の入札参加資格を申請する場合は、以下に掲げる書類をすべて提出してください。

区分	提出する書類
① 工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出したとび・土工・コンクリート工事の法面処理工事に係る工事経歴書
② 法面施工管理技術者・グランドアンカー施工士・地すべり防止工事士・のり面ノズルマンに関する書類	・法面施工管理技術者登録証（写）又は資格者証（写） ・グランドアンカー施工士登録証（写）又は資格者証（写） ・地すべり防止工事士登録証（写）又は資格者証（写） ・のり面ノズルマン登録証（写）又は資格者証（写） ・健康保険証等
③ 法面施工に用いる施工機械に関する書類	・全景写真及び機械プレートのアップ写真（６ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書(写)、機械台帳(写)、継続的且つ独占的利用が証明されるリース契約書(写)）

１０．審査結果

今回受付を行った入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果はシステムにより「認定完了メール」が送信されますので、メール及びシステムで認定内容を確認してください。（書面による認定通知書は発行いたしません。）

また、認定を行わなかった場合は、理由を附してその旨、別途通知します。

１１．問い合わせ先

〒699-1392　島根県雲南市木次町里方 521-1
雲南市　総務部管財課
財産管理監視グループ

TEL：(0854)-40-1025　FAX：(0854)-40-1029
E-mail：kanzai@city.unnan.shimane.jp

【別表１】

【認定許可業種（建設工事の種類）と雲南市が定める発注工事種別】

工事種別	建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事（土） 〇とび・土工・コンクリート工事（と） 〇タイル・れんが・ブロック工事（タ） 〇鋼構造物工事（鋼） 〇水道施設工事（水） 〇石工事（石） 〇解体工事（解）
舗装工事	舗装工事（舗）
鋼橋上部工事	鋼構造物工事（鋼） 〇とび・土工・コンクリート工事（と）
プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事（土） 〇とび・土工・コンクリート工事（と）
港湾工事	土木一式工事（土） 〇しゅんせつ工事（しゅ）
機械設備工事	機械器具設置工事（機） 〇鋼構造物工事（鋼）
塗装工事	塗装工事（塗）
造園工事	造園工事（園）
さく井工事	さく井工事（井）
冷暖房衛生設備工事	管工事（管） 〇熱絶縁工事（絶） 〇水道施設工事（水） 〇消防施設工事（消）
法面処理工事	土木一式工事（土） 〇とび・土工・コンクリート工事（と） 〇防水工事（防）
維持修繕工事	土木一式工事（土） 〇舗装工事（舗） 〇電気工事（電） 〇とび・土工・コンクリート工事（と） 〇石工事（石） 〇防水工事（防） 〇タイル・れんが・ブロック工事（タ） 〇機械器具設置工事（機） 〇塗装工事（塗） 〇解体工事（解）
グラウト工事	土木一式工事（土）

	○とび・土工・コンクリート工事（と）
一般建築工事	建築一式工事（建） ○大工工事（大） ○左官工事（左） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○石工事（石） ○屋根工事（屋） ○タイル・れんが・ブロック工事（タ） ○鋼構造物工事（鋼） ○鉄筋工事（筋） ○板金工事（板） ○ガラス工事（ガ） ○防水工事（防） ○内装仕上工事（内） ○建具工事（具） ○清掃施設工事（清） ○解体工事（解）
管工事	管工事（管） ○熱絶縁工事（絶） ○水道施設工事（水） ○消防施設工事（消） ○清掃施設工事（清）
内装工事	建築一式工事（建） ○ガラス工事（ガ） ○塗装工事（塗） ○防水工事（防） ○内装仕上工事（内） ○建具工事（具）
電気工事	電気工事（電気） ○電気通信工事（通） ○消防施設工事（消）
通信設備工事	電気通信工事（通） ○電気工事（電） ○鋼構造物工事（鋼）

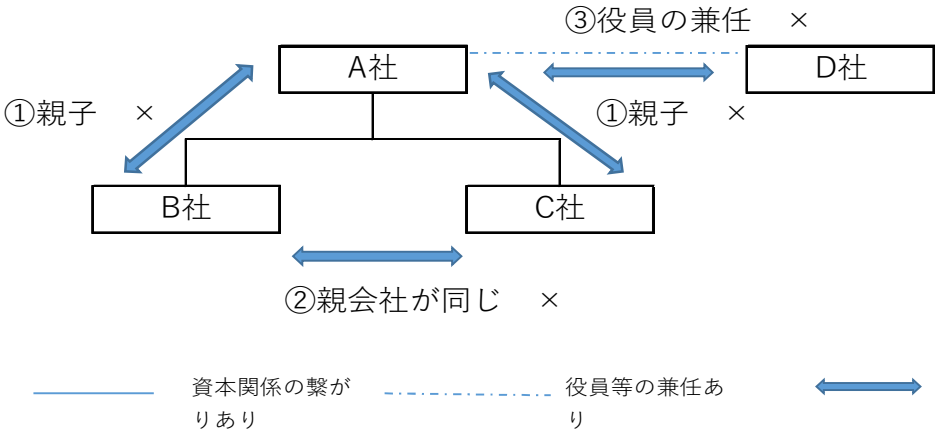
※この表中、左欄の工事種別毎に工事を発注する。この場合において、右欄の○印以外の建設工事の種類の許可を受けている者が、左欄の工事種別への入札参加資格を得ることができる。
※この表中、右欄の○印の建設工事の種類で工事を単体発注する場合は、○印の許可を受けている者も左欄の工事種別で入札参加資格を得ることができる。

別表２【様式第3号（第6条関係）業態調書の補足説明】

同一入札への参加が制限される場合について

１．制限基準

①親会社と子会社の二者
②親会社を同じくする子会社同士
③役員が兼任している会社同士（下記「役員の定義」参照）



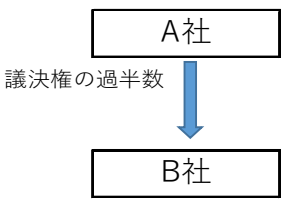
①，②について子会社又は子会社の一方が更生会社または再生手続き存続中の場合は除く。
③について、会社の一方が更生会社または再生手続き中の場合は除く。

２．親会社、子会社の定義

・会社法第2条第3号　（子会社の定義）
　会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

・会社法第2条第4号（親会社の定義）
　株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営をを支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

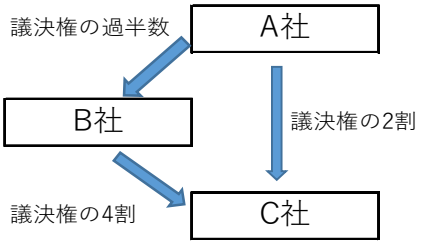
◎ケース①



A社はB社の親会社
B社はA社の子会社

	親会社	子会社
A社	－	B社
B社	A社	－

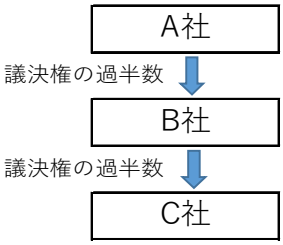
◎ケース②



B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条より、A社はC社の「親会社」とみなされ、C社はA社の「子会社」とみなされる。

	親会社	子会社
A社	－	B社、C社
B社	A社	－
C社	A社	－

◎ケース③



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条より、A社はC社の「親会社」とみなされ、C社はA社の「子会社」とみなされる。

	親会社	子会社
A社	－	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	－

3．役員の定義

・会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
・取締役（社外取締役を含む。ただし委員会等設置会社の取締役を除く。）
・会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
・委員会等設置会社における執行役または代表取締役